

答 申 第 7 2 号
令和3年2月26日

青森県教育委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 竹 本 真 紀

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和2年5月12日付け青教文第209号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

特定財団法人から授与された賞状・副賞並びに賞金の使途等に関する文書についての
一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書について、平成27年3月18日付け起案「問合せ（メール）への回答案」（以下「本件開示文書」）以外の文書は保有していないとして一部開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和2年2月11日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、次のとおり、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（開示請求の内容）

平成〇年に、実施機関（受賞者名義は「青森県教育庁□□□□□□□」）が受賞した〇〇〇賞の賞状（実物）と副賞（〇〇）の保管状況、及び賞金の管理履歴（保管状況）を確認するものである。

並びに、賞金の使途、その経理状況、県職員として賞状とともに賞金を受け取った実施機関職員の甲（以下「特定職員」という。）の金融機関と口座の公示を求めるものである。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「賞金の使途」に関する行政文書として、本件開示文書を特定した上で、「存在する行政文書を確認した結果、「賞金の使途」に係る行政文書は存在するが、その他については、保有していません。」という理由から、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和2年2月25日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和2年4月12日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

(1) 本件処分は、事実上の不開示処分であり不服である。

(2) 本件開示文書は、審査請求人が開示請求した行政文書でない。

開示請求した行政文書は、〇〇〇賞（平成〇年度に授与されたもの。以下同じ。）の賞状と副賞、賞金の目録、並びに賞金の使途に係る起案等の文書である。それらが一切開示されなかった。

(3) 開示しない理由の「保有していない」ことに疑義がある。関係する行政文書がないのは、あり得ないからである。

開示請求した〇〇〇賞の賞状等は、褒章の行政文書に当たる。賞状等は、受賞名の青森県教育庁の保管の下に未永く青森県民等に顕彰すべきことが社会常識である。また、賞金は公金である。それらを一介の職員が保管していることは、実施機関の監督責任が問われる問題である。賞状等を特定職員が保管していることが判明しているので、賞状等が実存する。それにもかかわらず、「存在しない、保有していない」というのは隠蔽に当たる。また、所在を事情聴取していない、探していないということは、誠意なき不作為である。

よって、本件処分の内容は、事実に基づく開示に当たらず、不作為、隠蔽と考えられるので、不服申立ての審査を請求する。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 本件処分は、文書の隠蔽が行われていると考える。特に賞状は、褒章として誉れを広く県民に公示顕彰するものであり、非開示の対象に当たらない。「賞金の使途に係る行政文書」として開示された本件開示文書は、請求した行政文書に当

たらない。請求した行政文書は、賞金の受領と使途に関わる書籍出版の根拠となる行政上の出版、印刷に係る執行及び支出の伺い起案、決裁文書、印刷業者の領収書などである。それらは不開示情報に当たらないことは明白である。そういう行政文書が、保有していない、つまり存在しないということは行政としてあり得ず、見つからないということは理由にならない。保有していないなら、理由説明が必要である。開示義務にも違反する。

本件開示文書に書いている内容は、〇〇〇課が、賞金の受領、口座開設、使途の経緯を把握している事実を示す。その刊行と支出に係る保存年限以内の伺い起案、決裁起案、領収書等を保有していないこと、□□□の口座を特定職員個人がいまだに保管していることは、青森県教育委員会文書取扱規程（平成25年青森県教育委員会訓令甲第10号）に違反する。

「その他については、保有していません」との回答は、本件開示文書以外は存在しないという意味のようだが、保存年限以内の「書籍出版に係る諸起案等」の行政文書を開示しないのは、文書の隠蔽になると考える。探しても見つからないという説明は、探した形跡が認められず、誠意なき不作為に当たる。なぜなら、開示を受けた直後の3月5日に特定職員に電話し、「自分が賞状等を保管している」ことを確認したからである。つまり、賞状等は存在するのである。実施機関は賞状等を取り戻し、経緯等を調査し、改めて県民に公開する義務がある。いまだにその確認と開示通知がなく不誠実である。

〇〇〇賞の受賞名義は「青森県教育庁□□□□□□□」である。「青森県教育庁」とあり、受賞者が特定職員でないのは明白で、監督責任者の実施機関が賞状等と関係行政文書を管理していないことは、青森県教育委員会文書取扱規程に違反する。賞状等を特定職員が保管していることが判明したので、〇〇〇課が所在確認の義務を怠り、本件開示請求に対し、責任を持って賞状等を探さなかったこと、特定職員から事情聴取していなかったことが明らかである。実施機関には、監督責任を怠った責任があり、行政上の瑕疵になると考える。

県民の負託に応える行政を正常にするために、関係文書の事実上の不開示が適切か否かを厳正に審査していただきたく審査請求をした。

イ 本件開示請求の目的は、特定職員の賞状等の私物化を明らかにすることだけでなく、人にとって最も大事なモラルと公僕先輩たちが文化として築いてきた行政システム、ルール（行政文化）を守ることにある。文化財保護行政は、有形無形の文化財だけでなく、先人が生活や社会のために築いた文化を守り継承することであり、それには行政文化をも含む。本件を機に、行政の在り方、正義を熟慮してほしいと願うものである。

〇〇〇賞は、善意の行為として、青森県及び県民と青森県埋蔵文化財行政に与えたものであり、受賞は誉れとして広く公示、公開されるべきである。それが、いまだに特定職員個人の下にあることは、同賞を踏みにじる行為である。実施機

関は直ちに返納させる命令を講じるべきである。本件開示請求に当たり、授賞式に出席した特定職員から事情聴取しなかったことは手落ちである。

本件処分は、事実関係の事情聴取を怠り、調査と文書開示を意図的に行わないという事実の隠蔽、不作為に当たると考える。

(2) 反論書

ア 趣旨

本件審査請求は、本件に係わる行政（機関と職員）の行為が法（法規と道徳）に反することを指摘し、問い質すものである。行政が県民から信頼を得るために誠実に事実関係を調査し説明責務を果たすこと、つまり真実の究明、実施機関のモラルを求めたものである。

実施機関は、県民に公知する義務がある、公的で永久保存すべき〇〇〇賞の賞状を不条理に扱い、礼を欠き、賞状等を今もなお不適切に特定職員が所有する理由も記さず、返還も求めず既成事実化させている。さらに、事実関係の調査も怠り、文書の保存年限を盾にした弁明書は、公僕としての「説明責務」を果たしておらず、誠意も感じられない。

イ 第4の1における実施機関の説明について

(ア) 弁明書に「実施機関が受賞した」とは確認できなかった」、「〇〇〇課内に「□□□□□□□」という組織名は存在しない」と記載されているが、それは詭弁である。〇〇〇賞の正式の受賞名義は、「青森県教育庁□□□□□□□」で、「青森県教育庁」と明記されている。「青森県教育庁」と「□□□□□□□」が並列的に表現されている文言において、「青森県教育庁」と「□□□□□□□」が無関係であるということを国語学的に証明できるのか。

「青森県教育庁」は、実施機関のことであるので、「□□□□□□□」が実施機関と関係ないとは言えない。実際、発掘に従事した構成員（あえて言えば□□□）が、実施機関の職員、教育長から委嘱を受けた調査員、裏方事務が教育長を含む実施機関の職員などであった。□□□とは関係者全員を指す。

しかも、受賞名義には特定職員の氏名は全く記されていない。当該職員は、□□□□□□□の代表者でもない。弁明書が言うように、〇〇〇賞が実施機関と関係ないのなら、特定職員が個人的にもらったとでも言うのだろうか。

弁明書に添付された、□□□□□□□を代表して特定職員が出席したという新聞記事は、民間新聞社の記者が書いた記事に過ぎず、我田引水である。問題は、青森県教育庁と□□□□□□□がどういう関係にあるかであり、相互は一体のものである。実体として相互が無関係であると言えるのか。

(イ) 特定職員の授賞式出席を出張として決裁したのは教育長である。本来なら、〇〇〇賞の社会的評価を鑑みれば、□□□□□□□を管轄する教育長（又は当

時の〇〇〇〇室長)が授賞式に臨むべきだが、何らかの事情により特定職員が代理者として出席したと思われる。

(ウ) 〇〇〇の発掘調査の発掘届出文書は、「青森県教育委員会教育長」名で文化庁に提出し、発掘を実施した機関が実施機関の直属組織下にある〇〇〇〇センター及び〇〇〇〇室である。法的、行政的に、〇〇〇に関する事項は、全て実施機関が管轄する義務がある。その存在しないとされる「□□□□□□□」が実施した発掘費用は、県費と文化庁の国庫補助金である。青森県、文化庁は、存在しない、又は実施機関と関係ない組織に、県費と国費の発掘費用を支出したことになる。

すなわち、「□□□□□□□」の「□□□」とは、常識的に実施機関に所属するものであり、民間の〇〇〇〇財団が「□□□」と称しただけである。実施機関が組織的、公的に文化庁に届け出を行い、発掘調査をし、その監督権限者が実施機関である。□□□□□□□とは、実施機関の管轄下にあった〇〇〇〇センターと〇〇〇〇室において発掘調査に従事した実施機関の職員、調査員等を含む全員なのである。当然、教育長も関係者に含まれる。それを実施機関は関係ないというのは県民、国民の文化、教育を司る実施機関として失格であろう。

イ 第4の2における実施機関の説明について

(ア) 授賞式に出席し、賞状と副賞、賞金を受け取ったのは、実施機関の特定職員である。当該職員は、上述したとおり、事実上、実施機関を代表し、教育長の代理として出席したはずである。

(イ) 理由の「「教育寄附金」に決算額が計上されていない」ことについて、本来は、賞金は教育寄附金として実施機関の決算に計上されるべきものだが、決算額が計上されていない、と解釈される。そういう場合、実施機関を代表し教育長の代理として出席した特定職員が、その旨を〇〇〇〇財団に伝達することが公務員としての態度であろうが、同職員はそれを怠った。賞金額はマスコミに報道されていたので、当時の上司にも行政責任がある。

(ウ) 理由の「実施機関が賞金を歳入として得たものでない」は、事実としては、そのとおりであろう。しかし、上述のとおり、〇〇〇賞は、実施機関の発掘調査組織、つまり受賞名義にある青森県教育庁、□□□□□□□に与えたものであり、監督責任を棚に上げ、賞状、賞金等を管理せず不存在、と記すのは社会常識に反する。

(エ) 現在、〇〇〇賞の賞状と副賞、賞金は、特定職員が保管している。そのことは、私が3月5日に特定職員に電話して確認した。つまり、〇〇〇賞の賞状等が行方不明でなく、特定職員の下に保管されており、事実として「不存在」にならない。実施機関に不存在なら、実施機関が本人に返還を求めればよいだけである。

ウ 第4の3における実施機関の説明について

本件開示文書には、「□□□□□□□の口座を開いて受領し、〇〇〇の普及啓発に活用する趣旨で、「〇〇〇〇〇〇」（中略）という書籍の刊行経費とさせていただきます」という内容が記載されている。つまり、平成27年3月の時点で、口座と書籍刊行の事実と賞金を出版経費に利用したことを実施機関が公的に把握し、認めている証拠である。上記の「口座開設…受領…趣旨…させていただきます」との主語は実施機関であり、□□□□□□□が実施機関と関係ないとする弁明書を否定するものである。

さらに書籍の刊行日は、既に□□□□□□□が存在しない平成24年3月1日である。これは、実施機関内に存在しないはずの同□□□において、賞金に残額があったこと、一連の行為が実施機関の認識の下に行われたことを意味する。

エ 第4の4における実施機関の説明について

(ア) 弁明書では、賞状、口座等を「実施機関が管理せず、不存在、経理状況は分からない」としているが、賞状、賞金等は現在、特定職員の下にあることが判明しており、実在する。不存在でない。上記のとおり、平成27年3月の時点で実施機関が賞金から支出した出版と費用の事情を把握し、賞状、口座等がいまだに特定職員の下に存在する。実施機関が管理していないのは、返還させる措置を取らないからである。

(イ) 弁明書は、不存在の意味を履き違えている。「実施機関が管理していないから」は理由にならず、行政上の監督責任の瑕疵を認めたことと同然で、賞金等を返還させる措置を取らないから実施機関が管理していないだけである。実施機関は、賞状、賞金が誰に与えられ、誰が管理、監督すべきかを考えるべきである。しかも、一切が県民に通知、公示されていない。その責任は、〇〇〇の発掘調査に行政責任を負う実施機関にあることも明白である。

(ウ) 弁明書には、特定職員の授賞式出席及び県職員として賞金を受け取ったかどうかを確認できない旨記されているが、今さら保存年限を過ぎた旅行命令簿、復命書で確認しようとする態度が姑息、役所仕事である。授賞式に個人の資格で出席する訳がなかろう。個人的に受け取りに来たなら、〇〇〇〇財団が賞状や目録一式を渡す訳もなかろう。これは、特定職員本人に確認することが必要で、肝心な理由が弁明書に書いていない。つまり、弁明書は実施機関に不都合なことを述べていないのである。

(エ) なお、本件は私に何ら利をもたらずものでなく、正義の行動であることを申し添える。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

1 開示請求のあった「平成〇年に、実施機関（受賞者名義は「青森県教育庁□□□□□□□□」）が受賞した〇〇〇賞」について

〇〇〇賞を「青森県教育庁□□□□□□□□」が受賞したことは、当時の新聞記事及び〇〇〇〇のホームページからも、事実である。

しかし、「実施機関が受賞した」とは確認できなかったものである。なお、受賞したのは平成〇年度で、また、当時の実施機関の組織では、〇〇〇課に「〇〇〇〇室」があり、そこで〇〇〇の発掘に関わる業務を行っているが、同課内に「□□□□□□□□」という組織名は存在しない。

2 開示請求のあった「〇〇〇賞の賞状（実物）と副賞（〇〇）の保管状況、及び賞金の管理履歴（保管状況）を確認するもの」について

〇〇〇賞の賞状（実物）と副賞（〇〇）及び賞金は、実施機関では管理していないことから、不存在である。

理由としては、上記1で説明したとおり、実施機関が受賞したとは確認できないほか、以下の事実からも、実施機関では管理していないものである。

「平成〇年度の実施機関の決算に係る資料が保存されている。

実施機関の所掌する寄附金の受納に関する事務については、当時、教育長の補助執行となっており、実施機関において寄附金を受納できるものである。

実施機関で寄附金を受納する際は、「教育寄附金」として受け入れるものであるが、平成〇年度の実施機関の決算に係る資料では、歳入の「教育寄附金」に決算額が計上されていない。

以上のことから、賞金を実施機関の歳入とはしていない。」

よって、実施機関が賞金を得たものではないので、当然に受賞者に贈られたであろう他の物品も管理していないとして、不存在であると回答したものである。

3 開示請求のあった「賞金の使途」について

本件開示文書には、「書籍の刊行経費」とした旨記載されていたことから、賞金の使途が分かる行政文書として特定し、開示したものである。

4 開示請求のあった「その経理状況、県職員として賞状とともに賞金を受け取った特定職員の金融機関と口座」について

上記2のとおり、賞金は、実施機関で管理しているものではないことから、不存在であり、当然に経理状況は分からない。

当時の新聞記事から、特定職員が〇〇〇賞の授賞式に出席したことは確認できたので、賞金を誰かがどこかで管理する必要があるものだが、賞金を実施機関の歳入とするには、青森県の指定金融機関の別段預金口座に入金されるものである。本件開示文書に記載されているような銀行口座（「□□□□□□□の口座」）への入金や当該口座で管理できるものではないことから、実施機関が賞金を得たものではないことが言えるものである。

当時、特定職員が〇〇〇賞の授賞式に出席した際、「県職員として賞状とともに賞金を受け取った」かどうかについては、〇〇〇賞の授賞式に出席するに当たり旅行命令があれば、県職員として出席したものと整理できることから、平成〇年度の旅行命令簿や復命書が存在するかを確認したが、当該年度の〇〇〇課職員に係る旅行命令簿や復命書の綴りは廃棄されており、確認できなかった。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示としないことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件開示請求の対象について

(1) 開示請求書の記載について

本件開示請求に係る開示請求書の「開示請求する行政文書の名称」欄には、次のとおり記載されている。

「平成〇年に、青森県教育委員会（受賞者名義は「青森県教育庁□□□□□□□」）が受賞した〇〇〇賞の賞状（実物）と副賞（〇〇）の保管状況、および賞金、の管理履歴（保管状況）を確認するものである。

並びに、賞金の使途、その経理状況、県職員として賞状と共に賞金を受け取った青森県教育委員会職員甲の金融機関と口座の公示を求めるものである。

賞状、副賞については実物の拝観と写真撮影したい。」

(2) 本件開示請求の対象

ア 開示請求書に記載の文言を合理的に解釈すると、審査請求人が本件開示請求により開示を求めるものは、〇〇〇賞に係る次の4つの項目に分類される。

(ア) 賞状（現物）

(イ) 副賞の〇〇（現物）

(ウ) 賞金の管理履歴（保管状況）が確認できるもの

(エ) 賞金の使途・経理状況並びに特定職員の金融機関及び口座についての公示

イ 条例による開示請求の対象となるのは、条例第2条第2号に定める「行政文書」であるが、少なくとも、上記ア(イ)の副賞の現物については、「行政文書」に該当しないことは明らかである。

また、条例第5条に定める開示請求権は、実施機関に対し、実施機関が保有する行政文書の「開示」を請求できる権利であって、特定の情報について「公示」を要求できるものではないため、同(エ)の請求内容に関しては、開示請求書の文言どおり「公示」を請求することはできないものと解される。

ウ このように、本件開示請求は、開示請求書に記載の文言からすると、行政文書の定義から除かれる副賞の現物や、情報公開制度において想定されない文書の「公示」など、開示請求の対象に適さない内容を一部含むものと解される。

そこで、当審査会が実施機関に対し、本件開示請求の対象をどのように認識して本件処分を行ったのか説明を求めたところ、実施機関は、その提出した書面において、上記ア(イ)については、副賞（〇〇）の管理状況等を把握できる文書、また、同(エ)については、賞金の使途及び経理状況並びに特定職員の金融機関及び口座に関する情報が分かる文書と認識した上で対応したと述べている。

エ 以上のことから、当審査会は、本件開示請求の対象を、〇〇〇賞に係る以下の(ア)から(エ)までに掲げる文書（以下、これらの文書をまとめて「本件対象文書」という。）であると解した上で、本件開示文書のほかに、本件対象文書として特定すべき文書を保有しているか否かについて審査を行った。

(ア) 賞状

(イ) 副賞（〇〇）の保管状況を確認できる文書

(ウ) 賞金の管理履歴（保管状況）を確認できる文書

(エ) 賞金の使途及び経理状況並びに特定職員の金融機関及び口座に関する情報が

分かる文書

3 本件対象文書の存否について

(1) 不存在の態様について

実施機関は、本件開示文書のほかに本件対象文書として特定すべき文書を保有していない理由について、弁明書において、おおむね次のとおり説明している。

ア 実施機関において、〇〇〇賞を受賞したとは確認できない。実施機関で寄附金を受納する際は「教育寄附金」として受け入れることになるが、当時の決算資料において、〇〇〇賞の賞金は、歳入の「教育寄附金」として計上されていない事実からすると、当該賞金は実施機関で得たものではないので、当然に受賞者に送られたであろう他の物品についても管理していないものと解される。

イ 以上の事実から、〇〇〇賞の賞状、副賞（〇〇）及び賞金は、実施機関では管理していないことから、本件対象文書として特定すべき文書は不存在である。

(2) 〇〇〇賞の受賞者等に関する調査結果について

実施機関が〇〇〇賞の受賞者であれば、受賞者に授与される賞状、副賞（〇〇）及び賞金を保有又は管理しているものと考えられ、本件対象文書として特定すべき文書を作成又は取得していることが当然に想定される。

そこで、当審査会では、〇〇〇賞の受賞名義等について確認するため、以下のとおり調査を行った。

ア 受賞当時の刊行物の記述について

(ア) 当審査会の事務局職員に当時の刊行物を探索させたところ、次のとおり、〇〇〇賞の受賞者に関する記事が掲載されていることが確認された。

a 刊行物A（平成〇年 〇〇発行）内の特別寄稿「〇〇〇賞を受賞した〇〇」（甲著）において、「平成〇年〇月には第〇回〇〇〇賞（〇〇部門）を、官・民・学に支えられた□□□□□□□は受賞した。」との記述が見られる。

b 刊行物B（〇〇発行）の表紙に「第〇回〇〇〇賞・〇〇部門を「青森県教育庁の甲氏を中心とする“〇〇〇”の官・民・学に支えられた□□□□□□□」が受賞した。」との記述が見られる。

(イ) 実施機関は、〇〇〇に関する情報を発信するため、刊行物Cや刊行物Dなど

を発行しているが、当審査会の事務局職員にそれらの刊行物の内容を確認させたところ、〇〇〇賞の受賞に関する記事は掲載されていなかった。

イ 特定職員への聞き取りについて

〇〇〇賞の受賞名義並びに賞状及び副賞（〇〇）の保管状況等を確認するため、事務局職員を通じて、同賞の授賞式に出席した特定職員に対し、同賞に関する書類の提供を打診したところ、特定職員からは、〇〇〇賞の受賞は私的な事項であるため協力はできないが、賞状及び副賞は現在も自身が保管している旨の発言があった。

ウ 本件開示文書を作成することができた理由について

(ア) 当審査会が本件開示文書の内容を見分したところ、同文書は、県民からの問い合わせに対する回答文に係る起案文書の写しであるが、その内容は、県民から問い合わせのあった〇〇〇賞の受賞名義及び賞金の使途について、受賞名義が「青森県教育庁□□□□□□□」であること、及び授与された賞金が同□□□の開設した銀行口座において管理され、書籍の刊行経費として使用された経緯について回答するものであった。

(イ) そこで、当審査会が実施機関に対し、弁明書において〇〇〇賞の受賞に関与していない旨の説明をしているにもかかわらず、県民からの問い合わせに対し回答できた理由について説明を求めたところ、実施機関は、その提出した書面において、おおむね次のとおり述べている。

a 回答文の作成は、特定職員が決裁権者として所属する〇〇〇課において行った。

b 特定職員は、〇〇〇賞の贈呈式に出席しており、同賞に係る情報を知り得る立場にあった。

(3) 本件対象文書の作成又は取得の有無について

ア 審査請求人は、〇〇〇賞の正式の受賞名義が「青森県教育庁□□□□□□□」と明記されており、特定職員が個人として受賞していないことは明白であり、同賞の受賞者は実施機関である旨主張している。

しかし、一方で審査請求人は、審査請求書及び反論書において、〇〇〇賞に係る賞状等は特定職員が現に保有している旨主張しており、①実施機関が〇〇〇賞に係る賞状及び副賞（〇〇）を保有していない点、②実施機関が同賞に係る賞金を歳入として管理していない点については、審査請求人、実施機関の双方とも争いがないところである。

イ また、当時の実施機関の内部には、「□□□□□□□」という名称の組織は存

在していないこと、さらに、上記(2)のアの調査結果でも示したように、当時の刊行物の記載内容を考慮すると、〇〇〇賞の受賞者が、特定職員が代表を務める「□□□□□□□」である可能性を否定できず、受賞名義に「青森県教育庁」の文言が含まれている事実をもって、実施機関が受賞者として賞状等を受領したと直ちに判断することは困難である。

仮に、実施機関が〇〇〇賞を受賞していたとすれば、その賞金は、決算資料において歳入の「教育寄附金」として計上されるものと考えられるが、そのような事実は確認できなかった。

ウ 上記を踏まえると、実施機関が、〇〇〇賞の受賞者として賞状、副賞（〇〇）及び賞金を受領し、組織的に保有又は管理していたとは想定されないことから、本件開示請求の時点で、実施機関において、これらの管理状況等について文書を作成する義務ないし必要性があったとまでは認められない。

加えて、当審査会の調査結果からも、実施機関が特定職員に対し、〇〇〇賞に係る賞状、副賞（〇〇）及び賞金の管理状況について、書面により報告を求めていた等の事実があったとは認められない。

(4) 以上のことから、本件開示文書のほかに本件対象文書を保有していないとする実施機関の説明には、特に不自然、不合理な点があるとは認められず、また、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、実施機関は、本件開示文書のほかには、本件対象文書として特定すべき文書を保有していないものと判断される。

4 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、本件開示請求における実施機関の対応について、「事実関係の事情聴取を怠り、調査と文書開示を意図的に行わないという事実の隠蔽、不作為に当たる」等の主張をし、実施機関に対し、特定職員から賞状等の返還を受けること、賞金の使途等を明らかにして公表すること、特定職員への事情聴取など事実関係について調査することなどを求めている。

しかし、条例による開示請求権は、実施機関が保有する行政文書を、あるがままの形で開示することを求める権利であって、実施機関に対し、特定の文書や物件の取得、又は特定の事項について調査を命じる権利であると解することはできない。

また、当審査会は、行政文書の開示決定等の適法性・妥当性について調査審議する機関であって、〇〇〇賞の授与をめぐる事実関係について詳細に調査し判断する立場にはない。

よって、審査請求人の上記主張には理由がなく、当審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上のとおり、実施機関は、本件開示文書のほかには、本件対象文書として特定すべき行政文書を保有していないものと認められるので、第1のとおり判断する

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和2年5月12日	・実施機関からの諮問書を受理した。
令和2年6月1日	・実施機関からの弁明書を受理した。
令和2年6月22日	・審査請求人からの反論書を受理した。
令和2年8月21日 (第113回審査会)	・審査を行った。
令和2年9月18日 (第114回審査会)	・審査を行った。
令和2年9月25日	・実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和2年10月8日	・実施機関からの書面を受理した。
令和2年10月23日 (第115回審査会)	・審査を行った。
令和2年10月30日	・審査請求人からの意見書を受理した。
令和2年12月18日 (第116回審査会)	・審査を行った。
令和2年12月23日	・実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和3年1月13日	・実施機関からの書面を受理した。
令和3年1月22日 (第117回審査会)	・審査を行った。
令和3年2月16日 (第118回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏名	役職名等	備考
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
香取 真理	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
河合 正雄	国立大学法人弘前大学人文社会科学部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長
森 雄亮	弁護士	会長職務代理者

(令和3年2月26日現在)